

## 第2節 困難な状況ごとの取組

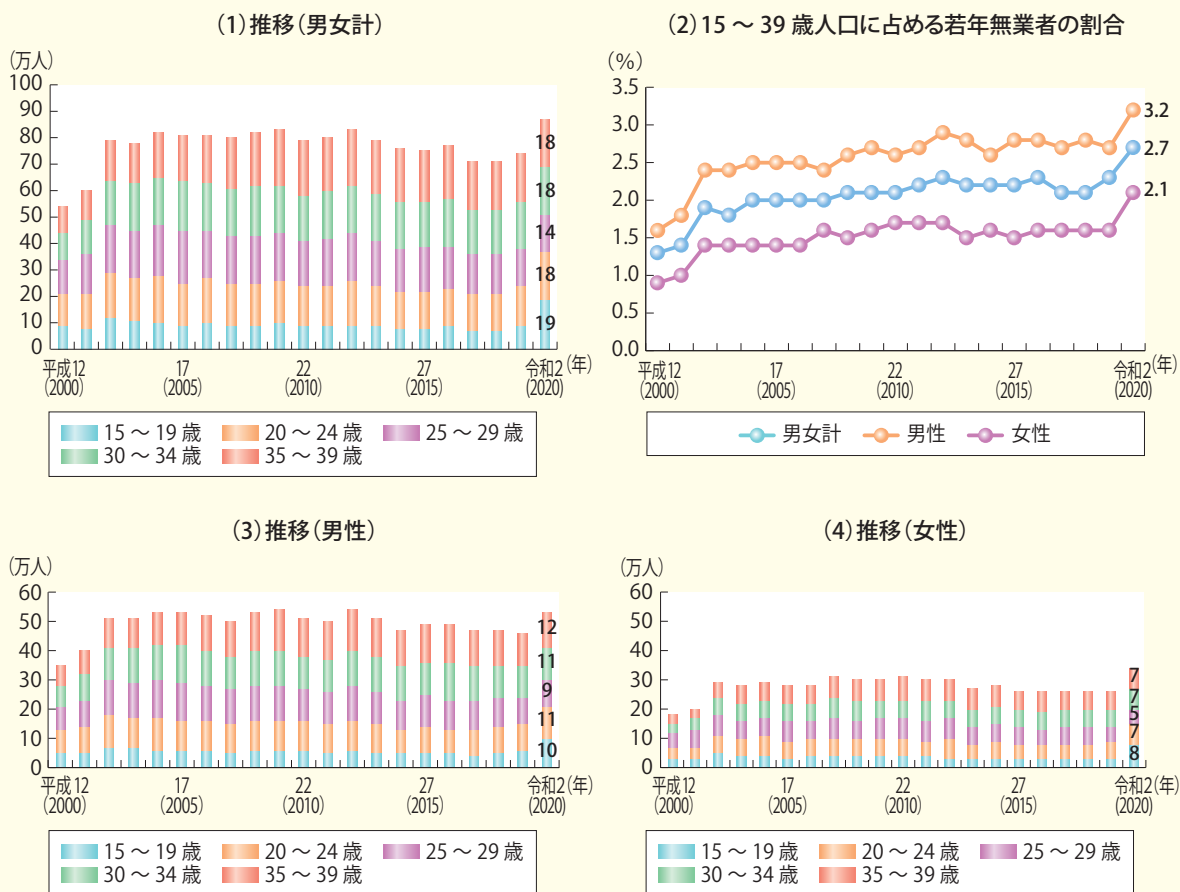
### 1 若年無業者、ひきこもり、不登校の子供・若者の支援等

15～39歳の若年無業者の数は、令和2年で87万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.7%であった（第3-3図）。総務省が平成29年10月に実施した調査では、就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、病気・けがや勉強中の者を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」といった回答が見られる（第3-4図）。

また、15歳～39歳のひきこもりの状態にある者（「自室からほとんど出ない」、「自室からは出るが、家からは出ない」、「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」）に該当する者の推計数は、平成27年度の調査では54.1万人であった。

第3-3図 若年無業者数

◆15歳～39歳の若年無業者数は、令和2年で87万人であり、15～39歳人口に占める割合は2.7%であった。



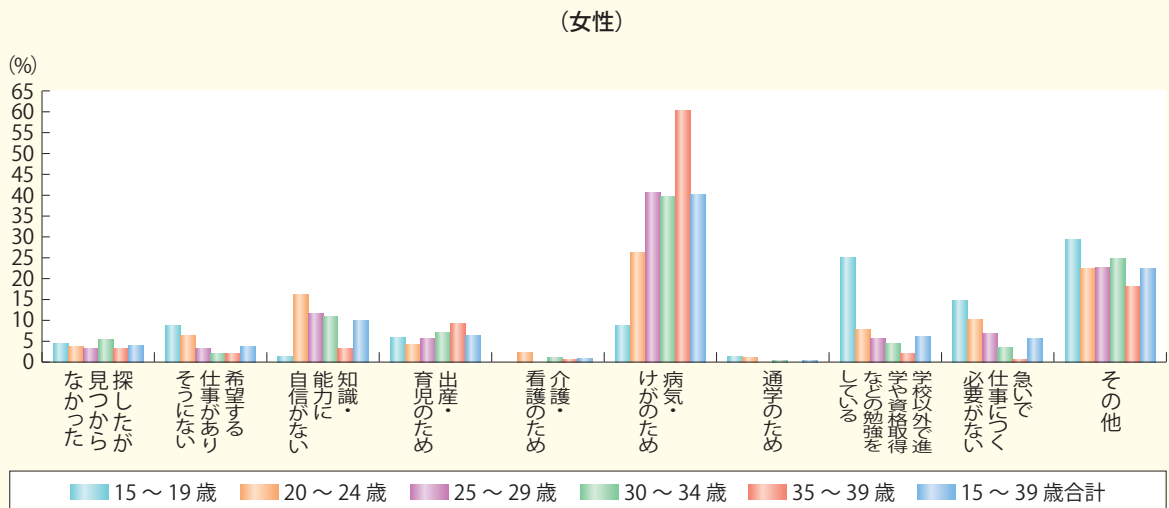
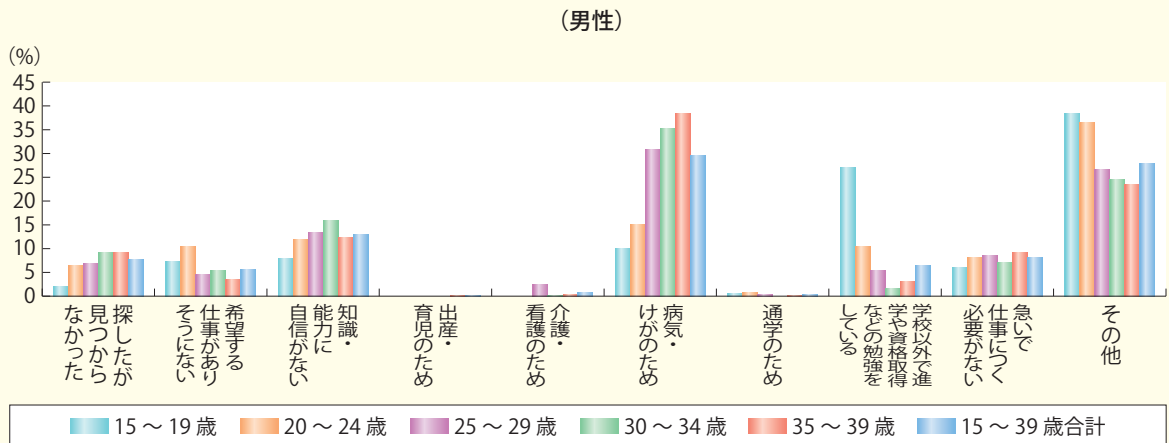
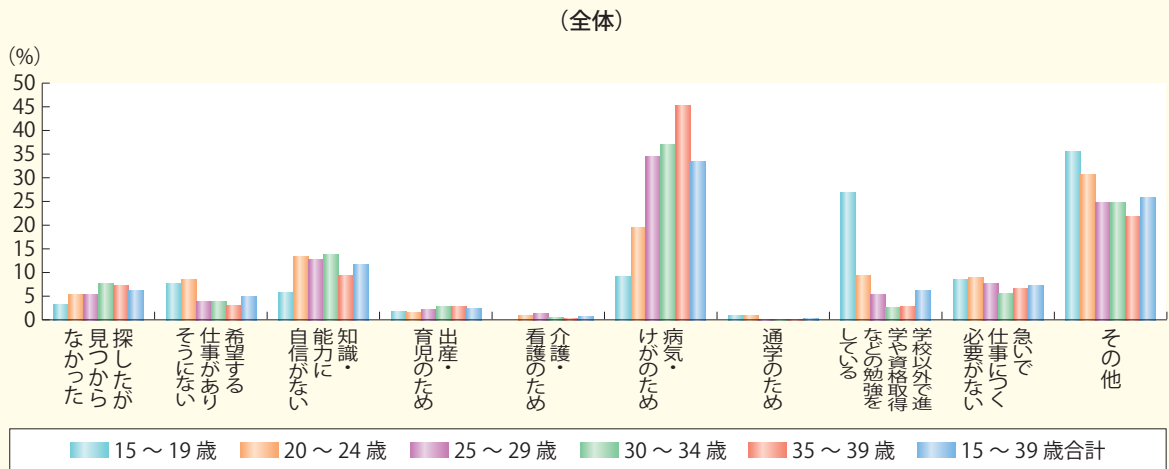
(出典) 総務省「労働力調査」

(注) 1. 平成23年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

2. 男女別のそれぞれの数値を四捨五入しているため、男女計の数値とは合わない。

第3-4図 就業希望の若年無業者が求職活動をしない理由（平成29年度）

◆「病気・けが」や「勉強」を除くと、「知識・能力に自信がない」、「探したが見つからなかった」、「希望する仕事がありそうにない」の回答が多く見られる。

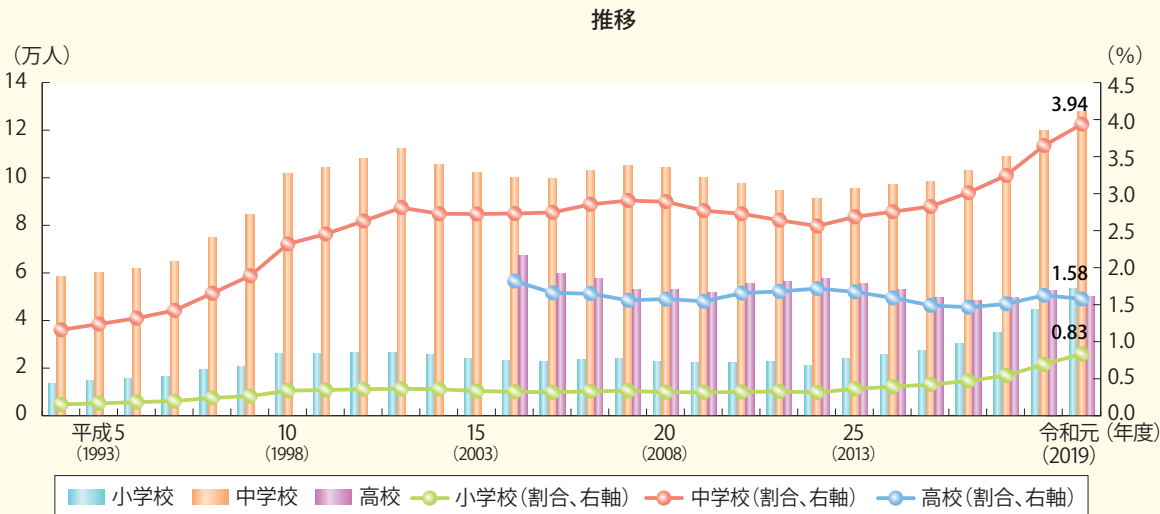


(出典) 総務省「就業構造基本調査」

小・中学生の不登校児童生徒数は、平成25年度から令和元年度にかけて、7年続けて前年を上回っている（第3-5図）。不登校の要因を見ると、小・中学生では、「無気力・不安」の傾向があること、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」を抱えていること、「家庭に係る状況」等が多く見られる（第3-6表）。

第3-5図 不登校の状況

◆小学生・中学生の不登校は、平成25年度から令和元年度にかけて7年続けて前年より増加した。



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
 (注) 1. ここでいう不登校児童生徒とは、年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者。不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、子供が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く)をいう。  
 2. 調査対象は、国公私立の小学校・中学校・高等学校(小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む)。高等学校は平成16年度から調査。

第3-6表 不登校の要因

(1) 国公立小・中学校 不登校の要因 (令和元年度)

区分	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	関係をめぐる問題	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	動等への不適応	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	進級時の不適応	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方		家庭内の不和
主たるもの	181,272	563	27,405	2,852	13,131	1,781	1,215	2,058	6,127	5,635	18,453	3,345	16,441	72,398	9,868	
		0.3%	15.1%	1.6%	7.2%	1.0%	0.7%	1.1%	3.4%	3.1%	10.2%	1.8%	9.1%	39.9%	5.4%	
主たるもの以外も当てはまるもの		395	10,465	2,506	17,009	3,066	1,608	2,374	3,418	3,469	18,148	3,380	12,014	19,676		
		0.2%	5.8%	1.4%	9.4%	1.7%	0.9%	1.3%	1.9%	1.9%	10.0%	1.9%	6.6%	10.9%		

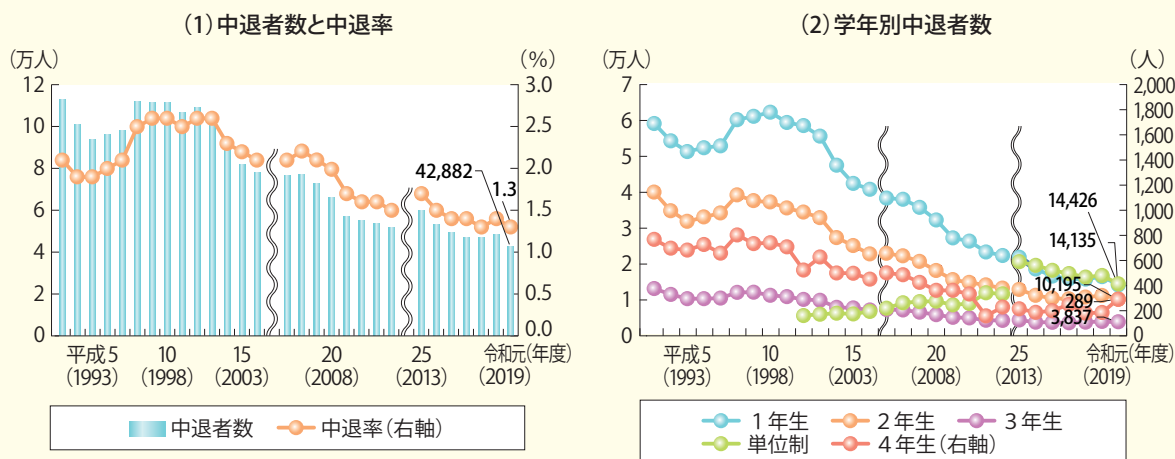
(2) 国公立高等学校 不登校の要因 (令和元年度)

区分	不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
		いじめ	関係をめぐる問題	いじめを除く友人関係をめぐる問題	教職員との関係をめぐる問題	学業の不振	進路に係る不安	動等への不適応	クラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐる問題	進級時の不適応	入学、転編入学、進級時の不適応	家庭の生活環境の急激な変化	親子の関わり方		家庭内の不和
主たるもの	50,100	132	6,058	288	3,580	2,460	464	668	3,953	996	1,757	883	7,519	16,923	4,419	
		0.3%	12.1%	0.6%	7.1%	4.9%	0.9%	1.3%	7.9%	2.0%	3.5%	1.8%	15.0%	33.8%	8.8%	
主たるもの以外も当てはまるもの		26	1,525	227	2,338	1,285	350	472	1,185	440	1,756	695	1,961	3,368		
		0.1%	3.0%	0.5%	4.7%	2.6%	0.7%	0.9%	2.4%	0.9%	3.5%	1.4%	3.9%	6.7%		

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」  
 (注) 1. 「主たるもの」については、「長期欠席者の状況」で「不登校」と回答した児童生徒全員につき、主たる要因の一つ選択。  
 2. 「主たるもの以外も当てはまるもの」については、主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき2つまで選択可。  
 3. 下段は、不登校児童生徒数に対する割合。

高校中途退学者は、令和元年度は約4万3,000人、中退率は1.34%となっている（第3-7図）。中退事由としては、学校生活・学業不適応、進路変更が多く見られる（第3-8表）。

第3-7図 高校における中途退学者



(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(注) 1. 平成16年度までは公私立高等学校を調査。平成17年度からは国立高等学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。  
2. 高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

第3-8表 高校中退者の事由別構成比

(単位: %)

	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他
17年度	6.9	38.6	34.2	4.2	3.6	4.3	4.6	3.6
18年度	7.3	38.9	33.4	4.2	3.4	4.2	4.8	3.7
19年度	7.3	38.8	33.2	4.2	3.6	4.4	4.9	3.6
20年度	7.3	39.1	32.9	4.1	3.3	4.5	5.1	3.7
21年度	7.5	39.3	32.8	4.0	2.9	4.5	5.5	3.4
22年度	7.0	39.0	34.0	4.0	1.9	4.5	6.0	3.6
23年度	7.2	38.9	34.0	3.8	1.8	4.8	5.9	3.6
24年度	7.6	40.0	33.3	3.7	1.6	4.5	5.7	3.5
25年度	8.1	36.3	32.9	3.7	2.2	4.2	4.8	7.7
26年度	7.7	34.9	34.8	4.0	2.3	4.3	4.5	7.6
27年度	7.8	34.1	34.3	4.2	2.8	4.5	4.1	8.2
28年度	7.9	33.6	33.8	4.5	2.6	4.4	3.9	9.4
29年度	7.6	34.9	34.7	4.3	1.8	4.2	3.9	8.6
30年度	7.8	34.2	35.3	4.3	2.0	4.2	3.8	8.4
令和元年度	6.8	36.6	35.5	4.7	1.8	4.2	3.8	6.7

(出典) 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

(注) 1. 平成25年度から高等学校通信制課程も調査対象に含まれている。

2. 高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

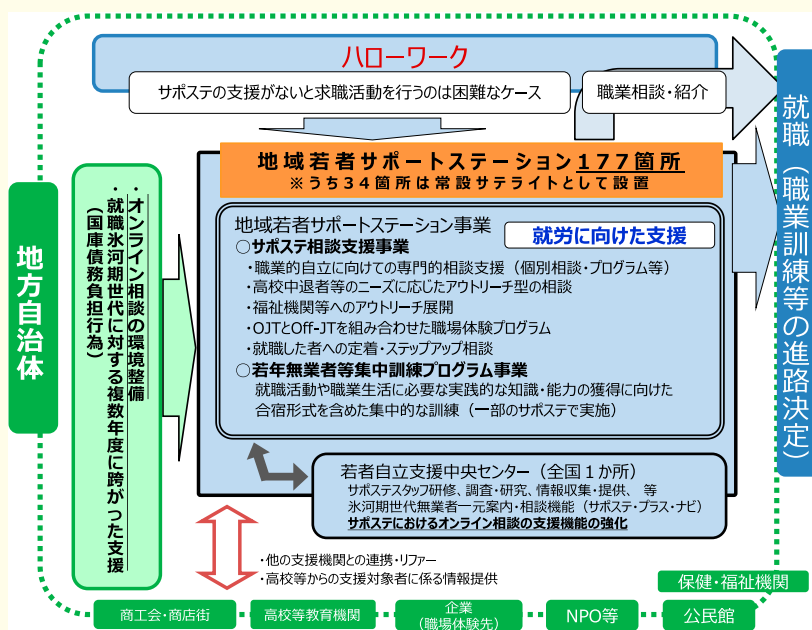
このように、依然として困難を抱えた子供・若者が多く存在しており、それぞれが置かれている状況も様々である。困難な状況が長引くことのないように、関係機関の連携した支援が必要である。

### (1) 若年無業者等の支援（厚生労働省）

厚生労働省は、若年無業者等が充実した職業生活を送り、我が国の将来を支える人材となるよう「地域若者サポートステーション」（以下「サポステ」という。）において、地方公共団体と協働し、職業的自立に向けた専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施している（15～49歳対象）（第3-9図）。サポステでは、以下のようなサービスの多くを無料で受けることができる。

- ・キャリアコンサルタントなどによる個別相談、支援計画の作成
- ・個別・グループによる就労に向け踏み出すためのプログラム
- ・就職した者への定着・ステップアップ相談
- ・集中訓練プログラム（合宿形式を含むサポート、自信回復、職場に必要な基礎的能力付与、就職活動に向けた基礎知識獲得などを集中的に実施）
- ・職場見学や職場体験
- ・高校中退者等のニーズに応じたアウトリーチ型の相談支援
- ・保護者を対象としたセミナーや個別相談

第3-9図 地域若者サポートステーション事業



（出典）厚生労働省資料

### (2) ひきこもりの支援（厚生労働省）

厚生労働省は、保健・医療・福祉・教育・雇用といった分野の関係機関との連携の下でひきこもりに特化した相談窓口としての機能を担う「ひきこもり地域支援センター」の整備を平成21年度から開始し、平成30年度に全ての都道府県及び指定都市への設置が完了した（第3-10図）。さらに、より身近な場所でも対応できるよう、ひきこもり状態にある方の早期発見や支援につなげるための市町村における拠点（居場所、相談窓口）づくり等を推進する事業を、平成30年度から実施している。

令和2年度においては、アウトリーチ機能を強化する観点から、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関の窓口にアウトリーチ支援員を配置した。また、ひきこもり地域支援センターに、医療、法律、心理、福祉、就労等の多職種から構成されるチームを新たに設置し、自立相談支援機関等に対する